

# 国民健康保険請求の手引

(医科・歯科)

令和6年4月現在

◎高知県内の市町村国保と医師国保組合は、被保険者証の記号・番号を数字に統一して、被保険者一人ひとりに設定しています。

	保険者名	保険者番号	電話番号	給付割合	記号・番号 (枝番)
市	高知市	390013	(直)088 (823) 9 3 5 9	国保 7割	被保険者証等のおとり
	室戸市	390021	(直)0887 (22) 5 1 3 3		
	安芸市	390039	(直)0887 (35) 1 0 0 2		
	南国市	390047	(直)088 (880) 6 5 5 5		
	土佐市	390054	(直)088 (852) 7 6 2 5		
	須崎市	390062	(直)0889 (42) 1 3 5 5		
	土佐清水市	390088	(直)0880 (82) 1 1 0 8		
	宿毛市	390096	(直)0880 (62) 1 2 3 3		
	四万十市	390104	(直)0880 (34) 1 1 1 4		
	香南市	390112	(直)0887 (57) 8 5 0 6		
	香美市	390120	(直)0887 (53) 3 1 1 5		
郡	東洋町	390203	(直)0887 (29) 3 3 9 4	未就学者 8割	被保険者証等のおとり
	奈半利町	390211	(直)0887 (38) 8 1 8 1		
	田野町	390229	(直)0887 (38) 2 8 1 2		
	安田町	390237	(直)0887 (38) 6 7 1 2		
	北川村	390245	(直)0887 (32) 1 2 1 4		
	馬路村	390252	(直)0887 (44) 2 1 1 2		
	芸西村	390260	(直)0887 (33) 2 1 1 2		
	大川村	390419	(代)0887 (84) 2 2 1 1		
	土佐町	390427	(直)0887 (82) 1 1 1 0		
	本山町	390500	(直)0887 (76) 2 1 1 5		
	大豊町	390518	(代)0887 (72) 0 4 5 0		
	佐川町	390708	(直)0889 (22) 7 7 0 6		
	越知町	390716	(直)0889 (26) 1 1 1 5		
	中土佐町	390724	(直)0889 (52) 2 2 1 3		
	日高村	390740	(直)0889 (24) 5 0 0 1		
	梶原町	390799	(直)0889 (65) 1 1 7 0		
	大月町	390831	(直)0880 (73) 1 1 1 3		
	三原村	390864	(直)0880 (46) 2 1 1 1		
	いの町	391003	(直)088 (893) 1 1 1 7		
	津野町	391011	(直)0889 (55) 2 3 1 4		
仁淀川町	391029	(直)0889 (35) 1 0 8 0			
四万十町	391037	(直)0880 (22) 3 1 1 7			
黒潮町	391045	(直)0880 (43) 2 8 0 0			
組合	医師国保	393025	(直)088 (824) 8 8 0 8	上記と同様	被保険者証等のおとり
県外分の取扱い	全国土木	133033	03 (5210) 4 3 8 4		
	中央建設	133264	03 (6709) 2 9 2 9		
	全国建設工事業	133298	03 (5652) 7 0 0 1		
	全国歯科	093013	088 (823) 7 3 6 9		
	中四国薬剤師	333039	086 (231) 1 7 3 8		
	建設連合	233064	03 (3504) 1 2 4 1		
	全国左官	133231	03 (3269) 4 7 7 8		
	全国板金	133280	03 (3453) 8 4 6 4		

## 請求書及び明細書の編綴・集計要領

請求書と明細書(以下「レセプト」という。)は次の要領で編綴してください。

### 1 オンライン又は光ディスク等による請求について

オンライン又は光ディスク等による請求分については、県内分・県外分にかかわらず請求書の作成・提出は不要です。(光ディスク等での請求の際は、「光ディスク等送付書」を添付してください。)

「紙レセプト分」、「福祉医療費請求書」、「一般健康診査費」、「予防接種請求書」等の請求についてのみ請求書の提出が必要となります。

※返戻レセプトの再請求については、紙媒体のみで返戻されたレセプトは紙媒体で再請求できます。オンライン請求システムからダウンロードできるレセプトの再請求はオンラインでの再請求になります。

### 2 紙レセプト請求について

○保険者番号毎に請求書を作成してください。(下図参照)

○請求書への集計は、制度別の本人入外区別に集計してください。(下図参照)

○県内分については公費分点数の集計及び記載は不要です。県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66を除く)については、公費負担医療用請求書に再掲してください。

○月遅れ請求分も当月請求分と一緒に編綴・集計してください。ただし、医療機関コードが異なる場合はコード別に請求書が必要です。 ※旧様式(連記式)の県内用請求書は使用できません。

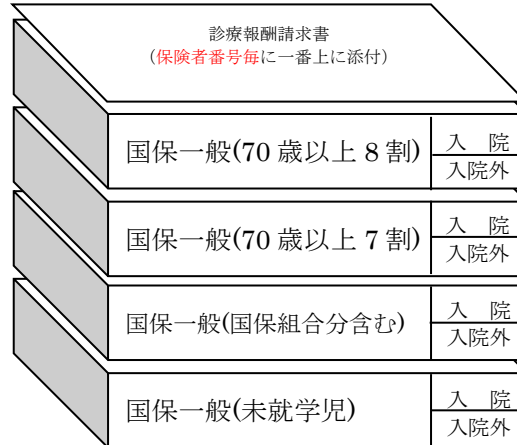
※レセプトの続紙及び添付書類は糊付けではなく、ホッチキス留めしてください。

※制度・保険者別でレセプトをまとめてください。こより等で綴じる必要はありませんが、レセプトがばらばらにならないようにクリップや輪ゴム等でまとめてください。

※OCR打ち出しレセプトの記載内容を訂正する場合は、OCRエリアの数字をすべて「一」線(横線)で、抹消してください。

※県内保険者分の中で、公費が県外であるもの(法別 19、62、66を除く)については県外分扱いとなりますので、請求書の国民健康保険、公費負担医療それぞれ集計を行い、レセプトに添付のうえ提出してください。

※提出の際は、県外分と県内分が混在しないよう別まとめにしてください。



### 3 請求の取り下げについて

○当月分: 電話あるいは再審査等請求書で毎月20日(県外分は17日)※ただし、令和6年12月は16日まで依頼が可能です。

○過去分: 再審査等請求書を提出してください。

### 4 特別療養費レセプト(国保被保険者資格証明書による療養分)の取扱いについて

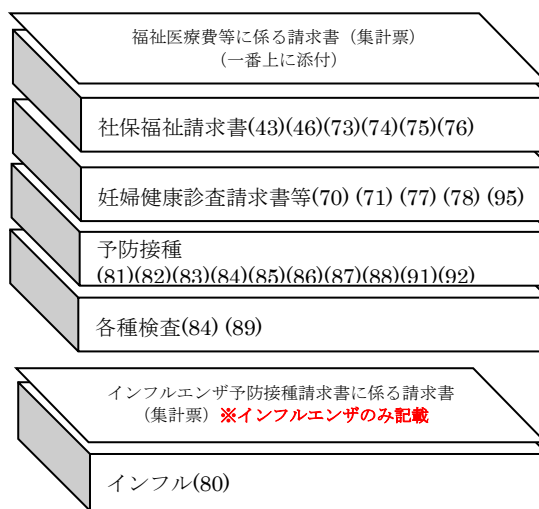
特別療養費のレセプトは、レセプトの上部余白へ特別療養費と朱書きし、県内分・県外分にかかわらず上記「2」のレセプトとは別綴りで提出してください。(請求書への集計は不要です。)

※電子レセプトではなく必ず紙レセプトで提出してください。

### 5 福祉医療費請求書、一般健康診査費、予防接種請求書等の編綴と集計方法について

#### 編綴方法

請求書(集計票)を一番上にして、福祉医療費請求書等は、法別番号毎にまとめてください。



#### 請求書(集計票)記載方法

法別番号毎に集計し、「公費法別」欄に法別番号、「件数」欄に合計件数、点数の請求であれば「点数」欄に合計点数、金額の請求であれば「金額」欄に合計金額を記載してください

また、インフルエンザ予防接種請求書(80)は、その他の予防接種等と別とじにして提出してください。

◎法別番号(43)・(46)・(73)・(74)・(75)・(76)の高知市分は公費併用レセプトとして支払基金へ提出してください。

#### お問い合わせは 業務課業務係 (088)820-8407 までお願いします。

### 6 交通事故等「第三者傷害」のレセプトの記載について

交通事故等の第三者傷害によるレセプトには、「特記事項」欄に「10・第三」又は「☒」を記載し、「摘要」欄に事故対象点数を記載してください。

お問い合わせは 業務課求償係 (088)820-8421 までお願いします。

### 7 介護保険の主治医意見書料請求書について

受付締切日は、毎月10日(17時までの必着)です。主治医意見書料請求書をレセプト等に同封し送付される場合は、主治医意見書料請求書を別封筒に入れ送付してください。

お問い合わせは 介護保険課 (088)820-8409 までお願いします。

◎お願い 交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに保険者に連絡ください。

## 診療報酬明細書(レセプト)等受付締切日

○直接持参分、郵送分とも診療報酬明細書(レセプト)・福祉医療費請求書等の受付締切日は、毎月10日(17時までの必着)です。

※10日が土・日・祝日の場合は、本会事務所で9時から17時まで受付します。

○オンライン請求については、毎月10日までに請求確定をお願いします。

なお、請求確定は、内容を確認のうえ1回で確定されるようご協力をお願いします。

5~7日は8時~21時、8~10日は8時~24時まで請求可能です。(土・日・祝日を含む。)

※受付締切日は厳守してください。

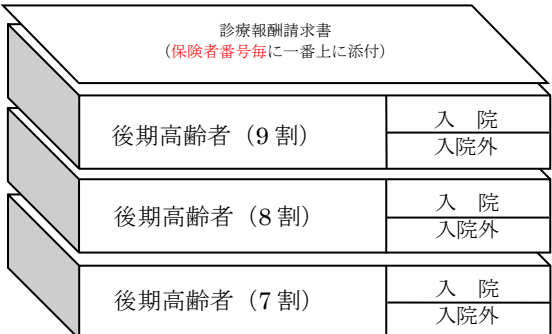
〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号 ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>

## 高知県国民健康保険団体連合会

電話 医科に関すること 審査課 第2係 (088)820-8405 第3係 (088)820-8405 歯科に関すること 第4係 (088)820-8404  
再審査に関すること 第5係(088)820-8402 過誤・福祉・予防接種に関すること 業務課 業務係 (088)820-8407

# 後期高齢者医療請求の手引

(医科・歯科)  
令和6年4月現在

	市町村名	保険者番号	電話番号	給付割合	被保険者番号	請求書及び明細書の編綴・集計要領				
市	高知市	39392014	(直)088 (823) 9380	7割 ・ 8割 ・ 9割	8桁の数字	<b>請求書及び明細書の編綴・集計要領</b> 請求書と明細書(以下「レセプト」という。)は次の要領で編綴してください。  <b>1 オンライン又は光ディスク等による請求について</b> オンライン又は光ディスク等による請求分については、県内分・県外分にかかわらず <b>請求書の作成・提出は不要</b> です。(光ディスク等での請求の際は、「 <b>光ディスク等送付書</b> 」を添付してください。) 「紙レセプト分」の請求についてのみ請求書の提出が必要となります。  ※ <b>返戻レセプトの再請求については、紙媒体のみで返戻されたレセプトは紙媒体で再請求できます。オンライン請求システムからダウンロードできるレセプトの再請求はオンラインでの再請求になります。</b>  <b>2 紙レセプト請求について</b> ○給付割合毎に、入院、入院外の順にし、 <b>保険者番号毎</b> に請求書を作成してください。 ○請求書への集計は、本家入外区分別に集計してください。(下図参照) ○県内分は公費点数の集計及び記載は不要です。 <b>県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66を除く)については、公費負担医療欄に再掲</b> してください。  ○月遅れ請求分も当月請求分と一緒に編綴・集計してください。ただし、 <b>医療機関コードが異なる場合はコード別に請求書が必要です。</b> 県単公費(43)、(47)の受給者証をお持ちの方は、公費併用レセプトで提出してください。 ○請求書は後期高齢者医療用を使用してください。また、 <b>旧様式(連記式)の県内用請求書は使用できません。</b>   ※レセプトの続紙及び添付書類は糊付けではなく、 <b>ホッチキス留め</b> してください。 ※保険者番号毎にレセプトをまとめてください。 <b>こより等で綴じる必要はありませんが</b> 、レセプトがばらばらにならないように <b>クリップや輪ゴム等でまとめてください。</b> ※OCR打ち出しレセプトの記載内容を訂正する場合は、OCRエリアの数字をすべて「—」線(横線)で、抹消してください。 ※県内保険者分の中で、公費負担者が県外であるもの(法別19、62、66を除く)については <b>県外分扱い</b> となりますので、請求書の後期高齢者医療、公費負担医療それぞれ集計を行い、レセプトに添付のうえ提出してください。 ※提出の際は、 <b>県外分と県内分が混在しないよう別まとめ</b> にしてください。  <b>3 請求の取り下げについて</b> ○当月分: 電話あるいは再審査等請求書で <b>毎月20日(県外分は17日※ただし、令和6年12月は16日)まで</b> 依頼が可能です。 ○過去分: 再審査等請求書を提出してください。  <b>4 特別療養費レセプト(後期高齢者資格証明書による療養分)の取扱いについて</b> 特別療養費のレセプトは、レセプトの上部余白へ <b>特別療養費と朱書</b> し、県内分・県外分にかかわらず上記「2」のレセプトとは別綴じて提出してください。(請求書への集計は不要です。) ※ <b>電子レセプトではなく必ず紙レセプトで提出してください。</b>  <b>5 交通事故等「第三者傷害」のレセプトの記載について</b> 交通事故等の第三者傷害によるレセプトには、「 <b>特記事項</b> 」欄に「 <b>10・第三</b> 」又は「 <b>☒</b> 」を記載し、「 <b>摘要</b> 」欄に <b>事故対象点数</b> を記載してください。  お問い合わせは <b>業務課求償係 (088)820-8421</b> までお願いします。  <b>6 介護保険の主治医意見書料請求書について</b> 受付締切日は、 <b>毎月10日(17時までの必着)</b> です。 主治医意見書料請求書をレセプト等に同封し送付される場合は、 <b>主治医意見書料請求書を別封筒に入れ</b> 送付してください。  お問い合わせは <b>介護保険課 (088)820-8409</b> までお願いします。				
	郡	東洋町	39393012				(直)0887 (29) 3394	7割 ・ 8割 ・ 9割	8桁の数字	
		奈半利町	39393020				(直)0887 (38) 8181			
		田野町	39393038				(直)0887 (38) 2812			
		安田町	39393046				(直)0887 (38) 6712			
		北川村	39393053				(直)0887 (32) 1214			
		馬路村	39393061				(直)0887 (44) 2112			
		芸西村	39393079				(直)0887 (33) 2112			
		本山町	39393418				(直)0887 (76) 2115			
		大豊町	39393442				(代)0887 (72) 0450			
土佐町		39393632	(直)0887 (82) 1110							
部	大川村	39393640	(代)0887 (84) 2211	7割 ・ 8割 ・ 9割	8桁の数字					
	いの町	39393863	(直)088 (893) 1117							
	仁淀川町	39393871	(直)0889 (35) 1080							
	中土佐町	39394010	(直)0889 (52) 2213							
	佐川町	39394028	(直)0889 (22) 7706							
	越知町	39394036	(直)0889 (26) 1115							
	橋原町	39394051	(直)0889 (65) 1170							
	日高村	39394101	(直)0889 (24) 5001							
	津野町	39394119	(直)0889 (55) 2314							
	四万十町	39394127	(直)0880 (22) 3117							
大月町	39394242	(直)0880 (73) 1113								
三原村	39394275	(直)0880 (46) 2111								
黒潮町	39394283	(直)0880 (43) 2800								
<p align="center"><b>高知県後期高齢者医療広域連合</b>                      電話 088 (821) 4526 [資格] / 088 (821) 4896 [給付]                      FAX 088 (821) 4518</p>										

◎お願い 交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに保険者に連絡ください。

- 診療報酬明細書(レセプト)受付締切日は国民健康保険の締切日と同様です。
- 国保分と後期高齢者医療分は別々にまとめて提出してください。

〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号 ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>

## 高知県国民健康保険団体連合会

電話 医科に関すること 審査課 第2係 (088)820-8405 第3係 (088)820-8405 歯科に関すること 第4係 (088)820-8404  
 再審査に関すること 第5係(088)820-8402 過誤・福祉・予防接種に関すること 業務課 業務係 (088)820-8407